

# 史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関する ワーキンググループ

天守等の復元の在り方について（取りまとめ）

令和元年 8 月

## 目次

- 1．はじめに -史跡等における歴史的建造物の再現の意義-
- 2．史跡等における歴史的建造物の「復元」の在り方  
（「復元」についての基本的な考え方）
- 3．「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について
  - （1）意義
  - （2）「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に関する指針の必要性
  - （3）「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現の在り方
  - （4）「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に必要な手順等
  - （5）適切な再現といえない再現について
- 4．再現された歴史的建造物について
  - （1）再現された歴史的建造物の価値について
  - （2）再現された歴史的建造物の評価の在り方について

## 1. はじめに -史跡等における歴史的建造物の再現<sup>1</sup>の意義-

往時の歴史的建造物が失われ、大地に遺された遺構のみとなっている史跡等においては、その本質的価値が理解されにくく、歴史像が描かれづらい場合がある。

そのような史跡等において、歴史的建造物を適切に復元等することは、国民が文化財の価値を享受することにつながるものである。

多種多様な史跡等（近世城郭等）は重要な文化資源であり、効果的に再現することにより、歴史と文化の資源を活かした地域づくりが期待でき、市民の誇りの醸成や観光資源としての魅力向上につながる。

平成29年に出された文化審議会第一次答申においても、

- ・「文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。」
- ・「史跡における復元建物は...（中略）...その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。」
- ・「天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的な動向を把握した上で、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要である。」

と答申されている。

このため、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループでは、近世城郭における天守等の復元などを中心に、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方について検討を行った。

なお、残存する遺構は再現不可能な貴重な遺産であるため、再現に当たって、史跡等の遺構を破壊しないということは前提であり、再現の検討に先立って、遺構への影響について検証しておくことが必要である。

国指定文化財のみならず、地方指定や未指定の文化財においても、遺跡上での歴史的建造物の再現を含めた保存・活用がなされているが、これらの取組が遺跡にとってより有効なものとなるよう、本とりまとめを参酌した上で検討を進めることが望ましい。

<sup>1</sup> 本報告書では、歴史的建造物の再現について、次のように用語を使い分けることとする。

- ・「復元」 ... 史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準に基づき、往時の規模・構造・形式等を忠実に再現する行為
- ・「復元的整備」 ... 史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準に基づき、利活用の観点から、外観を忠実に再現しつつ、内部の意匠・構造を一部変更して再現する行為
- ・「再現」 ... 「復元」、「復元的整備」その他の再現の総称

なお、史跡等に整備される建造物には、

- ・ 史跡等の構成要素となっている現存する歴史的建造物
- ・ 「復元」、「復元的整備」により往時の歴史的建造物を再現した建造物
- ・ トイレ、休憩所などの便益施設や管理施設などがある。



## 2. 史跡等における歴史的建造物の「復元」の在り方（「復元」についての基本的な考え方）

史跡等の価値や歴史的事実を正しく伝えていくため、「復元」は史資料や十分な研究成果を踏まえた学術性に裏打ちされていなければならない。その際、「復元」は遺跡全体を視野に入れて丁寧に考えなければならない。

国際的には、「修復の目的は、（中略）オリジナルな材料と確実な資料に基づく」必要があり、「推測による修復を行ってはならない」（ベニス憲章第9条）等としながらも、各国ではやむを得ない場合に再現を行うなど、様々な対応がなされている。

我が国でも、国際憲章等に示された考え方を尊重しつつ、発掘調査の成果や信頼性のある史資料等を根拠とし、多角的で十分な分析及び検討を踏まえて「復元」を実施してきた（「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（以下、「復元基準」という。）参照）。

このため、「復元」に係る「復元基準」については、今後も維持していくことが適当と考えられる。

なお、「復元基準」において、「復元」は、往時の歴史的建造物に関する詳細な史資料から、「復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性を持つこと」を確認しつつ、史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること等を含めて総合的な判断を行うこととなっており、100%忠実に再現するということはあり得ないものの、技術的には「忠実性」を軸にその基準が定められている。

## 3. 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について

### （1）意義

現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について、史跡等を正確に理解する目的に加え、どのような意義が付与されてきたか明らかにすべきであるところ、

- ・地域の事例を見ると、様々な再現手法を交えて総合的な整備がなされ、歴史的建造物の再現が史跡等の本質的価値の理解や往時を体感することの実現に貢献していることはもちろん、波及的に、まちづくりの中核としての役割や観光振興の柱としての役割を果たしていること
- ・個別の事案によって意匠・形態の詳細な部分の忠実度や整備手法は多様であるものの、「復元基準」にいう「復元」に合致しないものも含めた再現により、史跡等の魅力向上等に繋がっている例があること

などが確認された。

「復元的整備」をはじめ、「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現としては、例えば、便益的な機能が入った歴史的建造物として整備することや、にぎわい創出のための活動にも転用できる歴史的建造物として整備すること等が考えられる。このような「復元」以外の再現については、「復元」と比べて意匠・形態の詳細な部分の忠実度等に差はあるものの、適切に整備が行われれば、史跡等の本質的価値の理解促進に加え、上述のような意義も認められると考えられる。

## (2) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に関する指針の必要性

地域振興や観光振興も視野に入れた地方公共団体等からの天守等の再現に向けた要望があるものの、史資料等の残存状況は個々の案件ごとに違う。

「復元基準」には、2. で挙げた「復元」のほか、外観を復元しつつ、屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更して、建築物その他の工作物を遺跡の直上に再現する「復元的整備」について規定している。

史跡等においては、「復元的整備」を含め、「復元」以外の再現がなされてきたにも関わらず、「復元基準」において再現の在り方が明示されているのは、「復元」と「屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更」する「復元的整備」についてのみである。

歴史的建造物の「復元」については、「復元基準」において忠実度を軸にして詳細な基準が定められ、「復元」に必要な事項や手順がある程度明確になっており、往時の歴史的建造物を可能な限りありのままに体感するための有効な指針といえる。

他方、「復元基準」においては「復元的整備」の定義がなされているものの、現状では「復元基準」を参考にして検討するという以上の規定はない。このため、現行の「復元基準」は、「復元的整備」の目的である史跡等の「利活用」を実現し、目的を達成する効果を引き出すために有効な指針になっているとはいえない。

以上のことから、史跡等の本質的価値の理解促進を図りつつ、魅力向上に貢献するための再現に役立つ指針が、「復元」に係る基準以外にはない状態といえる。このため、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現の整備目的・効果を踏まえ、現行の「復元基準」で定義されている「復元的整備」に加え、「復元」以外の再現についての許容範囲や内容などを明らかにし、新たな「復元的整備」として明確にする必要がある。

### (3) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現の在り方

これまで、調査を尽くしても史資料が満足に揃わない場合の再現や、史跡等の利活用の観点等から構造等の一部を変更して行う再現がなされてきた。

「復元」に合致しない再現としては、

史跡等の利活用の観点等の事情から、内部・外部の構造等の一部を変更して行う再現

調査を尽くしても史資料が満足に揃わない場合の、現存しない歴史的建造物の再現であって、内部・外部の意匠・構造の一部が往時のそれとは異なるもの（類似の建造物などを参考に整備する場合など）

などが想定される。

現状では、「復元的整備」についての具体的な基準はなく、こうした再現を行うに当たっては、「復元基準」を参考にしつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととされているが、同基準は、主に忠実性の観点から「復元」として適切かどうかを定めているものである。

このため、「忠実性」という観点以外の目的（例えば、史跡の利活用の観点等）を持つ再現について基準を明確にし、史跡等の保存・活用が効果的になされるように、その手順や留意点を示すことが必要であると考えられる。

なお、忠実度を主な観点としている現状の「復元」と比較して考えると、再現を行う往時の歴史的建造物の位置・規模・構造・形式等が確認され、調査研究が尽くされることが求められるのはいうまでもないが、「復元」に合致しない歴史的建造物の再現に当たっては、

- ・ 史資料が不十分な場合には、どのように再現したのかのプロセスを明示する必要がある。
- ・ 明らかに史資料等の根拠が薄く、再現すべきでない場合や平面表示にとどめておくべき場合がある。このため、まず史跡等の本質的価値の理解促進のために再現が一番良い方法なのか、復元・復元的整備の類型やそのどちらにも当たらない場合に、どのような留意事項を遵守すべきか整理する必要がある。
- ・ 可能な限り忠実性を追求し、再現される歴史的建造物の質を確保するように促すためのインセンティブを考えなければならない。

などの問題提起が出された。

これらも踏まえて、「復元」に合致しない再現に当たっての手順と留意事項を以下のとおり示すこととする。

- ・ 再現の目的・効果を整理し、それを実現するための手順・留意事項
- ・ 史資料が一部不明確な場合、一部構造等を変更して再現するに当たっての手順・留意事項

#### (4) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に必要な手順等

「復元」に合致しない再現については、遺跡全体を理解しやすくするため、再現の目的・効果を整理し、再現後の歴史的建造物の具体的かつ効果的な利活用方法を検討し、それに応じてどのように歴史的建造物が再現されるか整理しておくことが重要である。

一つの再現案に拠らず、多様な再現案を丁寧に検証することが必要である。

再現に向けて様々な資料整理がなされるにも関わらず、その資料を公表等するルールが徹底されていないため、再現のために収集した史資料や検討プロセスを記録に残し、公表することが必要である。

このため、以下の手順を踏むことが必要である。

#### 【手順】

様々な整備手法のうち、歴史的建造物を再現することが史跡等の本質的価値の理解促進や史跡等の保存・活用の推進に最も資すると明らかにすること

史資料を十分に検討のうえ、以下の記載事項を盛り込んだ史跡等全体の保存活用計画・史跡等全体の整備計画を策定すること

再現の目的・効果

再現後の具体的な利活用方法

再現が史跡等の本質的価値の理解促進や史跡全体の保存・活用の推進に寄与すること

具体的な再現案

歴史的建造物の再現案を多角的に検討できる体制・実施体制を整備すること

往時の意匠・構造等や工法・技法を検証し、それを採用しない部分について、史跡等の価値の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

再現に当たって史資料を収集するほか、検討プロセスについて記録に残し、公表すること

また、以下事項について留意することが必要である。

#### 【留意事項】

史跡等における歴史的建造物の再現に当たっては、史跡等の保存・活用との関係で、その効果を実際に理解してもらえないものでなければならない。

再現後も継続的に再現の効果を検証することが必要である。

往時の姿が不明確な部分等については、その旨を明示するとともに、再現に当たって採用した意匠・形態についての経緯・考証を明示すること。

史跡等の本質的価値の理解促進等を阻害するような、往時の機能からあまりにもかけ離れた便益機能を付加する場合は、本丸などの中心機能・史跡等の象徴的空間を避けること。

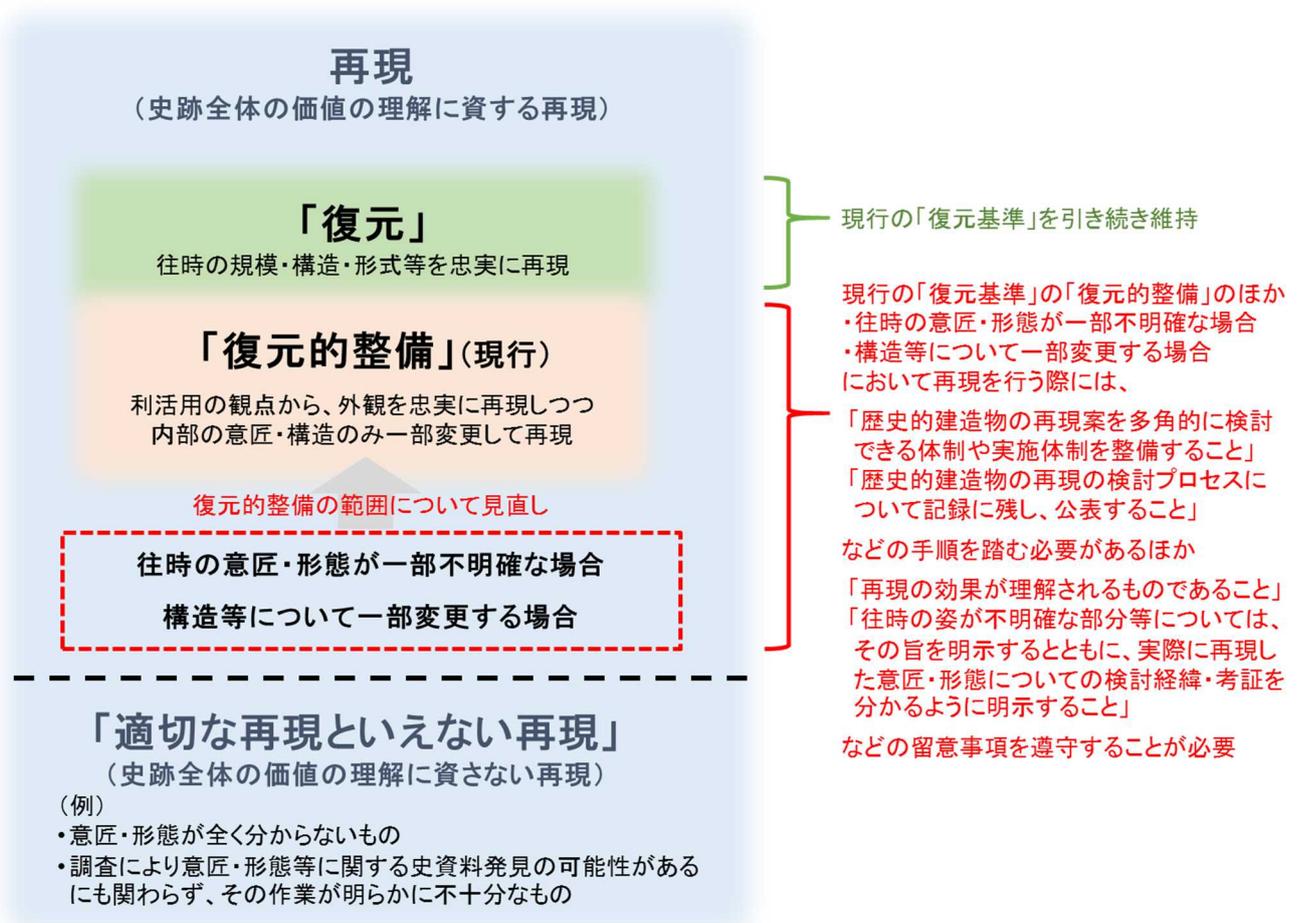
「復元」においても、上記手順や留意事項に配慮することが必要である。

( 5 ) 適切な再現といえない再現について

史跡等における歴史的建造物の再現については、史跡等の価値の理解の観点等から、以下のように再現を行うべきでない場合を明示する必要がある。

- ・遺構が検出されないにも関わらず、推測により往時の歴史的建造物を再現する場合
  - ・意匠・形態等が全く分からないもの
  - ・調査により意匠・形態等に関する史資料発見の可能性があるにも関わらず、その作業が明らかに不十分なもの
  - ・史跡等の理解を妨げることに繋がる歴史的建造物の再現
  - ・もっぱら展望施設としての機能など、集客のみに着目した再現 等
- 遺跡全体の本質的価値の理解に資さない再現

なお、史跡等における再現は、史跡等の価値の理解を高める場合に行われることが望ましいため、史跡等の価値を減損するものであってはならないことは言うまでもなく、再現の検討に先立って、遺構への影響について検証しておくことが必要である。



#### 4．再現された歴史的建造物について

##### (1) 再現された歴史的建造物の価値について

史跡等において再現された歴史的建造物は文化財保護法上直ちに文化財として扱われるわけではなく、史跡等の文化財に準じた、価値を伝えるための手段（プレゼンテーション）としての複製品（レプリカ）と捉えられる。

他方で、様々な再現が行われている中で、忠実性を追求し、再現される歴史的建造物の質が確保されるよう、適切に再現された歴史的建造物については、適切な評価を与えることが適当である。

##### (2) 再現された歴史的建造物の評価の在り方について

歴史的建造物の再現には、質の確保が必要であり、このため、例えば、以下のような仕組みについて検討すべきである。

- ・ 忠実性の軸では、優良な復元の取組について評価する仕組み（主体、評価軸等）
- ・ 利活用等の観点から再現された歴史的建造物について、再現後数年間が経過した後に評価する仕組み（主体、評価軸等）